

第 1 回 広島市・府中町合併協議会

資 料

頁

【報告事項】

報告 1	広島市・府中町合併協議会設置協議書	1
報告 2	広島市・府中町合併協議会規約に関する協議書	6
報告 3	広島市・府中町合併協議会の事務局等に関する規程	8
報告 4	広島市・府中町合併協議会財務規程	10
報告 5	広島市・府中町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	12

【協議事項】

議題 1	広島市・府中町合併協議会会議規程（案）	13
議題 2	平成 15 年度広島市・府中町合併協議会予算（案）	16

日時：平成 16 年(2004 年) 2 月 9 日(月)11:00～12:00(予定)
場所：広島市議会議事堂 4 階 全員協議会室

広島市・府中町合併協議会設置協議書

広島市及び安芸郡府中町（以下「府中町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、広島市・府中町合併協議会を設置する。

この協議を証するため、本書2通を作成し、広島市及び府中町記名押印の上、各その1通を保有する。

平成15年12月1日

広島市

広島市長 秋葉 忠利

府中町

府中町長 和多利 義之

別紙

広島市・府中町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 広島市及び安芸郡府中町（以下「府中町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を協議するため、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、広島市・府中町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広島市と府中町との合併に関する調査研究及び協議
- (2) 法第 5 条に規定する市町村建設計画に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する協議会の設置の目的を達成するため必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、第 6 条第 1 項の規定により会長に選任された者が属する市又は町の事務所に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、広島市及び府中町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、広島市及び府中町の長が協議し、次条第1項各号に規定する委員となるべき者のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者(前条第1項の規定により、会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

(1) 広島市及び府中町の長、助役及び収入役

(2) 広島市及び府中町の議会の議長及び副議長

(3) 広島市及び府中町の議会の議長が当該議会の議員のうちから指定した者

(4) 広島市及び府中町の長が協議して定めた広島市及び府中町の職員

2 前項に定めるもののほか、法第4条第1項の代表者及び学識経験を有する者で広島市及び府中町の長が協議して定めたものを委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長(会長があらかじめ指定した委員をいう。)が、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項と共に、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができ

ない。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第11条 協議会の事務に従事する職員は、広島市及び府中町の職員のうちから広島市及び府中町の長が協議して定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、広島市及び府中町の長が協議の上、広島市及び府中町が負担する。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、広島市及び府中町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員(以下「監査委員」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会は、会長、委員及び監査委員に対し、報酬を支給すること

ができる。

2 前項に規定する者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が定める。
(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任規定)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、広島市及び府中町の長が協議して定める日から施行する。

広島市・府中町合併協議会規約に関する協議書

広島市及び安芸郡府中町（以下「府中町」という。）の長は、広島市・府中町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する広島市及び府中町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議する。

（委員の定数）

第 1 条 規約第 5 条第 2 項の規定に基づく委員の定数は、次の表の左欄に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ右側に掲げる数とする。

委員の区分	委員の定数
規約第 7 条第 1 項各号に掲げる者をもって充てられる委員	25 人
規約第 7 条第 2 項の規定による委員	広島市及び府中町の長が別に協議して定める数

2 広島市及び府中町は、規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者をもって充てられる委員及び同項第 4 号に規定する者をもって充てられる委員のそれぞれについて、広島市に属する者から充てられる委員と府中町に属する者から充てられる委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（会長）

第 2 条 規約第 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市長を会長に選任する。

（委員）

第 3 条 規約第 7 条第 1 項第 4 号の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	府中町の職員
教育長	教育長
企画総務局長	総務部長
財政局長	総務部参事

2 規約第 7 条第 2 項の規定により委員とする者は、広島市及び府中町の長が別に協議して定める。

（職員）

第 4 条 規約第 11 条の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	府中町の職員
企画総務局広域行政推進担当部長及び企画総務局広域行政推進課の職員	総務部企画財政室の職員

(経 費)

第 5 条 規約第 1 2 条の経費は、広島市と府中町が均等に負担する。

2 協議会の会計年度（普通地方公共団体の会計年度をいう。次項において同じ。）ごとの歳入歳出予算の決算上剰余金が生じたときは、これを均等に分割して広島市及び府中町にそれぞれ返還するものとする。

3 前項の規定は、協議会の会計年度の中途において協議会の解散その他の事由により、協議会の収支を打ち切った場合について準用する。

(規約の施行期日)

第 6 条 規約の施行期日は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日とする。

(補 則)

第 7 条 この協議書について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項については、広島市及び府中町の長が協議の上、決定する。

この協議を証するため、本書 2 通を作成し、広島市及び府中町の長が記名押印の上、各その 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

広島市長 秋 葉 忠 利

府中町長 和多利 義 之

広島市・府中町合併協議会の事務局等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・府中町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、広島市・府中町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務の処理について定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 協議会の会議の開催及び運営に関すること。
- (2) 協議会の会議に提出する資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、広島市企画総務局広域行政推進担当部長をもって充てる。

3 事務局次長は、広島市企画総務局広域行政推進課合併推進担当課長及び府中町総務部企画財政室長をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務(以下「局務」という。)を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ事務局長が定めた順位で、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、局務に従事する。

(職員の勤務条件等)

第5条 職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、当該職員が属する市又は町の例による。

(職員の給与及び旅費)

第6条 職員の給与については、当該職員が属する市又は町が支給する。

2 職員の旅費については、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の例により、協議会が負担する。ただし、職員が広島市及び府中町の区域内を旅行したときは、この限りでない。

(職務権限)

第7条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針案の作成
- (2) 協議会の会議に提出する資料の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 協議会の規程の制定及び改廃
- (5) その他協議会の事務に関し特に重要と認められる事項

2 前項に定めるもののほか、協議会における職務権限については、広島市職務権限規程(昭和42年広島市訓令第13号)の規定を準用する。

(情報公開)

第8条 協議会文書の開示及び協議会に関する情報の公開については、別に定めるもののほか、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)の規定(第5条第1項、第6条第1項、第12条、第16条から第22条まで及び第25条から第29条まで(第27条を除く。))の規定を除く。)を準用する。

(文書記号等)

第9条 協議会から外部へ発する文書には、文書記号及び文書番号を付さなければならない。

2 前項の文書記号は、「広府協」とする。

3 第1項の文書番号は、当該文書を施行する順序に従い、会計年度(普通地方公共団体の会計年度をいう。)ごとの一連番号により付すものとする。

(公印)

第10条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法並びにそのひな形は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、使用等については、広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)の規定を準用する。

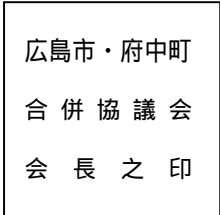
(委任規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局及び協議会の処務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

別表(第10条関係)

名 称	書 体	形 状	寸 法	ひ な 形
広島市・府中町合併協議会会長之印	てん書	正方形	方 30ミリメートル	

広島市・府中町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・府中町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、広島市・府中町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の調製等)

第3条 協議会の予算は、規約第12条の規定に基づく広島市及び府中町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、当該年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)に諮り、その承認を得なければならない。ただし、当該年度開始前に当該承認を得ることが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 会長は、前項に規定する承認を得たときは、速やかに、当該承認に係る予算の内容を示す書類の写しを広島市及び府中町の長に送付しなければならない。

(補正予算の調製等)

第4条 会長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予算の流用及び充当)

第6条 会長は、予備費を充当したとき、又は歳出予算の項の経費の金額を流用したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会の現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じ、協議会の現金の出納に関する事務その他の会計事務をつかさどらせるものとする。

2 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出)

第9条 協議会の収入及び支出の手続は、広島市の収入及び支出の手続に準じて行うものとする。

(決算の調製等)

第10条 会長は、協議会の決算を調製し、決算の内容を示す書面の写しを広島市及び府中町の長に送付しなければならない。ただし、規約第16条に規定する場合には、この限りでない。

(委任規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

広島市・府中町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・府中町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、広島市・府中町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会は、委員等の勤務に対し、報酬を支給する。ただし、委員等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する給料を受けているときは、これを支給しない。

2 報酬の額は、1日につき11,000円とする。

3 報酬は、会長が定める日に支給する。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の用務により広島市及び府中町の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、広島市の審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例(昭和28年広島市条例第36号)の例により行うものとする。

(委任規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

広島市・府中町合併協議会会議規程(案)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・府中町合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、広島市・府中町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び委員の責務)

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、公正かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

第2章 会議の公開等

(会議の公開)

第3条 会議は、公開する。ただし、会議の内容が、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、これを非公開とすることができる。

2 会議の一部に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報が含まれている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により、会議を非公開にしようとする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、これを決するものとする。

(会議開催の公表)

第4条 会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとする。ただし、会議の開催を決定した日から会議を開催する日までの期間が短く、当該方法による公表を行ういとまがないと認められる場合にあっては、この限りでない。

第3章 議事

(会議の開閉)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第6条 発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

第4章 会議の傍聴

(傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。ただし、第3条第1項ただし書の規定により、

会議を非公開とするときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人(報道関係者を除く。次条において同じ。)の定員は、10人とする。

2 協議会は、会議の会場の規模等に応じて、前項に規定する定員を適宜増加することに努めなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、所定の受付簿に必要事項を記入し、所定の傍聴証の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する手続は、会議を開会する予定時刻の30分前に開始し、先着順により行うものとする。ただし、その時点において、会議を傍聴しようとする者の数が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第10条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴証の提示)

第11条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴の禁止)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (3) ビラ、プラカード、のぼり旗の類を携帯している者
- (4) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定により、会議を非公開とすることが決定され、議長が退場を命じた場合

(2) 傍聴人がこの規程に違反し、議長が退場を命じた場合

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び入場することはできない。

第5章 会議録

(会議録)

第16条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料名
- (8) 各委員の発言内容
- (9) その他議長が必要と認める事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公表)

第17条 公開により開催した会議の会議録及び資料は、公表する。

2 第4条に規定する公表の方法は、前項の規定による公表について準用する。

第6章 雑則

(委任規定)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

平成15年度広島市・府中町合併協議会予算（案）

平成15年度広島市・府中町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 負 担 金		1,600
	1 負 担 金	1,600
2 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		1,601

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 協 議 会 費		1,381
	1 会 議 費	516
	2 事 務 費	865
2 予 備 費		220
	1 予 備 費	220
歳 出 合 計		1,601

平成15年度広島市・府中町合併協議会歳入歳出予算の内訳

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 負担金	1,600		1,600	
1 負担金	1,600		1,600	
1 負担金	1,600	市町負担金	1,600	広島市 800千円 府中町 800千円
2 諸収入	1		1	
1 諸収入	1		1	
1 預金利子	1	預金利子	1	
合 計	1,601		1,601	

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	1,381		1,381	
1 会議費	516		516	
1 会議費	516	報酬	484	協議会委員報酬、監査委員報酬
1 会議費	516	需用費	32	会議用飲物
2 事務費	865		865	
1 事務費	865	需用費	414	複写機借上げ、事務用消耗品等
1 事務費	865	役務費	111	切手、議事録作成業務
1 事務費	865	委託料	340	ホームページ作成業務
2 予備費	220		220	
1 予備費	220		220	
1 予備費	220		220	
合 計	1,601		1,601	